

検証・浦和電車区事件の真実 No. 45

民主化闘争情報 号外] 2008 年 8 月 27 日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

第 45回 JR東日本は被告全員を懲戒解雇！

2007 年 7 月 17 日、東京地裁は、浦和電車区事件の加害者である被告 7 名に懲役 2 年～1 年の有罪判決を言い渡した。そしてこの判決に基づき、JR 東日本は 8 月 30 日、被告 7 名のうち、すでに退職している斉藤被告を除く、社員籍のある 6 名全員を懲戒解雇した。

被告らの行為は「社員として極めて不都合である」

処分の事由は、「会社施設内において当社社員に対し行った行為が、強要の罪にあたるとして、平成 19 年 7 月 17 日、東京地方裁判所にて有罪判決を受けた。この行為は、職場秩序を著しく乱し、また、会社の信用を著しく失墜せしめたものであり、社員として極めて不都合であるため」ということである。JR 東労組はこれに激しく反発して声明を発し、会社に抗議した。

○ 8 月 30 日、大宮支社は美世志会の梁次邦夫、大淵慶逸、八ツ田富男、上原潤一、山田知、及び小黒加久則君の 6 名に対し、極刑の懲戒解雇処分を発令した。この謂われ無き不当処分を美世志会の 6 名は、憤然として拒否した。中央執行委員会は、不当判決に同調した会社の美世志会 6 名に対する不当処分を満腔の怒りをもって糾弾する。そして、この不当処分は JR 東労組全組織にかけられたものと受け止め、「不当処分撤回！」を高々と掲げ、全組織を挙げて断固闘い抜く。…（後略）【JR 東労組中央執行委員会】

○ 8 月 30 日、会社は美世志会 6 名に、「懲戒解雇」を発令した。即ち、即時首である。われわれ労働者にとって、首切りは「死刑」を意味するのだ。美世志会はもとより、家族は路頭に迷う。子どもたちの夢は打ち砕かれるのだ。その痛みを会社は分かっているのか！分かってこのような過酷な処分を発令しているのか。…（中略）…東労組破壊に利用されそうになった Y 氏に対して、話を聞き一人前の労働者として、運転士として立ち直らせる組合の活動に、期待をしていたのではないか。そのような経過を見ようともせず、第一審判決のみで、あたりまえの組合活動を否定し、美世志会や家族の人生も奪い去る「懲戒解雇」が出されたのである。そのようなことは、労働組合として断じて許すことはできない。労働者として、人間として、この不当極まりない「懲戒解雇」に満腔の怒りを持って糾弾する！…（後略）【JR 東労組大宮地方本部執行委員会】

被告 7 名の雇用は組合で確保

「美世志（みよし）会」とは、被告らの勾留日数（344 日）にちなんで、JR 東労組が彼らを英雄視して付けた、7 名を指す名称である。なお、被告 7 名は、現在、JR 総連や JR 東労組の役職員であり、組合員の組合費で雇用されている。

確かに懲戒解雇は労働者にとって最も厳しい処分ではあるが、一方で、JR 東労組は、彼らの脅迫により退職させられた Y 氏の尊厳や人生はどうでもよいというのだろうか。会社の首切りを「死刑」というなら、労働組合が労働者を退職させたことは、仲間を「自殺」に追い込んだことになるのではないのか。（次号に続く）